

埼玉県人事委員会告示第六号

告 示

平成二十七年度埼玉県経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 馬橋隆紀

1 試験の名称

平成27年度埼玉県経験者職員採用試験

2 試験職種及び採用予定者数

ア 民間企業等職務経験者区分

一般行政	5人
設備	3人
総合土木	5人
建築	2人

イ 海外活動等経験者区分

一般行政	2人
------	----

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 次に掲げる者

民間企業等職務経験者区分	<p>昭和31年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかの者</p> <p>ア 学校教育法に基づく大学を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を5年以上（平成27年7月末日現在）有する者</p> <p>イ 学校教育法に基づく短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を7年以上（平成27年7月末日現在）有する者</p> <p>ウ 民間企業等における職務経験を9年以上（平成27年7月末日現在）有する者</p>
海外活動等経験者区分	<p>ア 昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者（学歴不問）</p> <p>イ 平成6年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの</p> <p>（ア）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>（イ）人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者</p>

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 教養試験、論文試験Ⅰ
- (2) 第2次試験 論文試験Ⅱ、人物試験Ⅰ

(3) 第3次試験 人物試験Ⅱ

5 試験の日時、試験会場及び合格発表

試験	日時	試験会場	合 格 発 表
第1次 試験	9月27日（日）	埼玉県立浦和西高等学校 (さいたま市)	10月20日（火）午前10時から 7日間、県庁本庁舎南玄関の 掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次 試験	10月31日（土）に、さいたま市内で 行う。 詳しくは、第1次試験合格者に文書 で通知する。		11月17日（火）に第1次試験 合格発表と同様の方法で掲示 するほか、合格者には文書で 通知する。
第3次 試験	11月29日（日）に、さいたま市内で 行う。 詳しくは、第2次試験合格者に文書 で通知する。		12月10日（木）に第1次試験 及び第2次試験の合格発表と 同様の方法で掲示するほか、 合格者には文書で通知する。

注 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても
行う。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、採用される者の民間企業等での職務経験内容等に応じて、在職する職員の給与と同等の額の範囲内で決定される。

（例）年齢32歳で、民間企業等における職務経験が10年である場合
約270,000円（地域手当を含む。）

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、平成27年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合はそれによる。

7 採用候補者名簿への登載

合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、身体検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除される。

8 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として平成28年4月1日である。

9 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局のホームページにおいて、平成27年7月1日（水）から公開する。

(2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申請すること。

なお、申込みは、原則としてインターネットから行うこととするが、インターネットによる申込みが困難である場合は、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当に問い合わせること。

(3) 受付期間

8月19日（水）9時30分から8月31日（月）17時まで

10 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）を行うこと。